

配偶者に係る住民税の定額減税で福岡市が裁決

令和6年6月から実施された定額減税のうち、配偶者に係る個人住民税の減税(1万円)について、納税者は5年末時点で妻が「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」(キーワード参照)に該当したため、6年度の対象から外れた。翌6年末時点では自身の傷病のために収入が大幅

令和6年6月からの実施された定額減税のうち、配偶者に係る個人住民税の減税(1万円)について、納税者は5年末時点で妻が「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」(キーワード参照)に該当したため、6年度の対象から外れた。翌6年末時点では自身の傷病のために収入が大幅

所得減で適用なしも適法・妥当

定額減税(前年の合計所得金額が1800万円以下の者が対象)では、5年末時点で控除対象配偶者を有する者は6年度分の個人住民税から配偶者に係る減税が行われ、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する者は7年度分の個人住民税から同減税をすることとされた。

総務省が公表した個人住民税の定額減税に係るQ&A集によると、控除対象配偶者以外から行うこととした理由には、5年末時点の控

控除対象配偶者以外の同一生計配偶者定額減税が実施された当時の「控除対象配偶者」は納税者本人の合計所得金額が1000万円以下で、かつ、配偶者の合計所得金額が48万円(現在は58万円)以下の者を指した。その上で、当時の「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」は納税者本人の合計所得金額が1000万円超で、かつ、配偶者の合計所得金額が48万円(同)以下の者のことを指していた。

除対象配偶者以外の同一生計配偶者の情報が納税義務者から申告がない限り捕捉できないため、6年度分の個人住民税ですべての対象者を把握し定額減税を行うことは実務上困難であり、6年度の源泉徴収票・給与支払書等に同情報を記載し、この情報等を活用することで、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る個人住民税の減税を7年度分の個人住民税から行うこととしたなどとしている。

欠陥により定額減税の対象外となる」と説明を受けたとされる。納税者は、たとえ6年度の定額減税に事務処理上、間に合わなかったとしても定額減税を受ける権利がある。つまり、7年度の定額減税の対象となるべきところ、引き続き対象外とされる扱いを受け、所得が著しく減少しているにもかかわらず、この状況で減税の恩恵を受けられないことは、著しく不公平で、税制における公平の原則に反するなど主張。特別徴収税額の決定通知書(本件処分)への不服を申し立てた。

令和8年度税制改正では、物価上昇にあわせて税制の基準額等の見直しの一環で、所得税の基礎控除の引上げなどが実現した。物価が大きく上昇しているのに各種基準が据え置かれれば、実質的な税負担は増加する。他方、今回の引上げに際し、相続税の基礎控除は議題に上らなかった★相続税は平成27年から基礎控除が大幅に引き下げられ、全国平均の課税割合がそれまでの4%台から8%に急上昇した。その後も株価や地価の高騰を受けて伸び続け、令和6年は10・4%と初の2ケタに。都内では20%に達し、5人に1人が課税されている。税収も増え、近年は過去最高の更新を繰り返す★ただ、同課税割合はバブル期のピークでも7・9%だった。それが今や10%超。こちらも負担のあり方を議論する必要があるのではないか。(こ)

変更予定の年調関係書類を公表

所得税の基礎控除引上げなどに対応

国税庁はこのほど、令和8年度税制改正により、所得税の基礎控除の引上げ、給与所得控除の最低保障額の引上げ及び扶養親族等の所得要件の改正等が行われたことに伴い、変更を予定している年末調整関係書類を公表した。

国税庁ホームページに掲載された様式案

は、「令和8年分給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼給与所得者の特定親族特別控除申告書兼所得金額調整控除申告書」と「令和8年分給与所得者の保険料控除申告書」。

基礎控除申告書等では、基礎控除申告書及び特定親族特別控除申告書の「控除額の計算」

なお、確定版については、8年6月末に掲載予定となっている。

累計額が前年同月比11.6%増

3月税収

財務省は7日、3月の税収実績をまとめた(表参照)。同月分税収は、前年同月比3・3%増の4兆2701億円で、同月末累計は同11・6%増の61兆8056億円と増加した。

税目	3月分 (前年比)	3月末累計 (前年比)
所得税		
源泉分	495,749 (82.5%)	19,237,856 (124.4%)
申告分	725,755 (105.6%)	2,192,650 (105.7%)
計	1,221,504 (94.9%)	21,430,506 (122.1%)
法人税	444,957 (120.7%)	11,733,618 (118.8%)
相続税	518,996 (109.2%)	3,353,882 (110.3%)
消費税	1,444,175 (106.3%)	18,698,437 (103.1%)
酒税	57,130 (78.3%)	842,219 (84.4%)
その他	583,402 (102.0%)	5,746,999 (99.5%)
一般会計分	4,270,164 (103.3%)	61,805,661 (111.6%)

申告分が中心で、好調な企業業績を反映し同月支給分の給与が中心の源泉徴収分は、基礎控除の見直しにより給与税収が減少したため同17・5%減の4957億円だった。申告分は、同5・6%増の7257億円と増加したが、源泉分と申告分を合わせた所得税全体は、同5・1%減の1兆2215億円と減少した。

法人税は、12月期決算法人の確定申告分と7月期決算法人の中間



LPガス、都市ガス、ガス器具、電気、ガスコンロパイプ製造販売、G.H.P.冷暖房空調システム販売、増改築リフォーム不動産、太陽光発電システム、燃料電池システム販売事業、「カリメラの水」宅配事業、アグリバイオエネルギー事業放課後等デイサービス「ハッピーテラス」事業、福祉用具レンタル&介護リフォーム事業 他

株式会社 マルエイ

代表取締役会長 澤田 栄一
代表取締役社長 澤田 正

本社: 〒500-8152 岐阜市入舟町4-8-1 TEL: 058-245-0101
<http://www.maruei-gas.co.jp/>

MARUTA

新しい物流サービスを創造していく
service creation

丸太運輸株式会社

代表取締役社長 高村 重好

マルタスカイワーク
高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。

〒467-0856
愛知県名古屋市長瑞穂区新開町2番20号

TEL (052) 872-3311
FAX (052) 871-1531
URL <http://maruta.co.jp>

名古屋市南区加福本通2丁目19番地
TEL: 052-611-1151

給食をもっと楽しく 食卓をもっと笑顔に

飲むヨーグルトの定番! アシドミルクPLUS
給食でおなじみスタンダードヨーグルト コアコア
アレルギー 28品目不使用 アレルゲン 国産みかんゼリー



愛知ヨーグ株式会社

本社・工場 愛知県小牧市大字間々原新田字中島500 ☎0568-77-3141
名古屋センター 名古屋市中東区よもぎ台 1-1101 ☎052-773-4911
小牧センター 愛知県小牧市大字間々原新田字中島500 ☎0568-71-4911
四日市営業所 三重県四日市市日永東2-1871 ☎059-347-4911
三河センター 愛知県豊川市小坂井町宮下 77-1 ☎0533-95-4911
福岡営業所 福岡県大野城市御笠川 3-4-15 ☎092-503-2151
熊本営業所 熊本県上益城郡嘉島町大字上仲間1847 ☎096-283-3441
鹿児島営業所 鹿児島県鹿児島市小野 3-1192-9 ☎099-229-4911
北陸営業所 石川県金沢市千木 1-85 ☎076-257-3565
関東営業所 東京都千代田区神田鍛冶町 3-7-21 ☎03-3526-3141
天翔 神田駅前ビル 6F 607
岐阜営業所 岐阜県瑞穂市野白新田 31-7 ☎058-260-4911
京都営業所 大阪府茨木市横江 1-2-15 ☎072-634-4911
長野営業所 長野県伊那市御園 2 ☎0265-76-4939

税務調査等の際の
オンラインツール利用

2局1所が6月1日7局が7月13日から

金沢局、福岡局管内はすでに開始

国税庁では、デジタル庁が提供する政府共通の業務実施環境であるGSS（ガバメントソリューションサービス）を順次導入し、税務調査等の際に、必要に応じてオンラインツールを利用している。金沢国税局及び福岡国税局並びにこれらの管内税務署では、令和7年10月よりオンラインツールの利用を開始しているところ、関東信越税理士会が公表している、国税庁からのお知らせ「調査等におけるオンラインツールの利用について」によると、その他の国税局等で利用が可能となる時期が示されている。仙台国税局など2局、1所が6月1日から、東京国税局など7局が7月13日から利用可能となっている（表参照）。

利用するオンラインツールは、インターネット（Microsoft Teams）、オンラインスト

各国税局のオンラインツール利用可能時期

利用可能時期	国税局等
令和7年10月	金沢国税局、福岡国税局
令和8年6月1日	仙台国税局、熊本国税局、沖縄国税事務所
令和8年7月13日	札幌国税局、関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局、大阪国税局、広島国税局、高松国税局

レイジサービス（Prime Drive）及びアンケート作成ツール（Microsoft Forms）となっている。その上で、国税当局において効率的な税務調査等の実施に資する

ふるさと納税のポータルサイト 運営事業者に手数料引下げを要請へ

総務省 6年度の手数料割合は11.5%

総務省は12日、ふるさと納税に関連してポータルサイト（PS）運営事業者に支払われた金額等に係る調査結果を公表した。令和6年度のふるさと納税の寄附受入額1兆2728億円のうち、94.5%に当たる1兆2025億円がPSを経由した受入れだった。また、自治体がPS運営事業者に支払った金額2559億円のうち、PS運営事業者経由で返礼品提供事業者や運送事業者等に支払われた金額を除いた金額（実質的な手数料に相当）は1379億円で、PS経由の寄附受入額全体に占める実質的な手数料に相当する部分の割合は11.5%に上った。総務省は近くPS運営

事業者は、ふるさと納税の引下げを要請する方針。実質的な手数料に相当する部分の内訳は、事務費等1166億円、決済費161億円、広報費51億円となっている。事務費等は返礼品等に係る情報をPSに掲載するための運営事業者に対する委託料等、決済費はインターネット上のクレジットカード決済の手数料等、広報費はインターネット広告の掲載に係る費用となる。この調査結果について、林芳正総務相は同日の閣議後会見で「令和8年度与党税制改正大綱や国会における委員会決議で、自治体の区域外に流出するポータルサイト運営事業者など外部の事業者に支払う手数料等についてできる限り縮減することについてご指摘があった」「ポータルサイト運営事業者と個別に手数料の減額交渉を行った自治体からは一切減額に応じてくれないといった声もある」「総務省としては、今回の調査結果を踏まえ、今月中にポータルサイト運営事業者に手数料の引下げに取り組みよう要請する」などと語った。

令和8年4月1日以後終了事業年度等分の別表一次葉一

事業年度等	法人名			
	十	百	千	百
この申告による法人税額	60			
中間納付額	61			
計	62			
確定申告前法人税額	63			
還付金額	64			
次損金の繰戻しによる還付金額	65			
この申告により納付すべき防衛特別法人税額	66			00
所得の金額に対する法人税額に係る課税標準法人税額	67			000
同上の4%相当額	68			
課税標準法人税額	69			000
同上の4%相当額	70			
外国税額の控除額	71			
控除した金額	72			
控除しきれなかった金額	73			

ると認められると判断した場合にオンラインツールが利用されるため、納税者または税理士がオンラインツール

の利用を希望した場合であっても、対面で税務調査等が実施される場合がある。また、事業所等に臨

場して質問検査等を行う必要がある場合には、現状のとおり対面で税務調査を実施するとしている。

人税が創設されたことに伴い、8年4月1日以後に開始する事業年度から、各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、防衛特別法人税の納税義務者となり、防衛特別法人税確定申告書の提出が必要となる。

申告書別表一等の記載事項の追加等

防衛特別法人税の創設に伴い

国税庁は8日、「法別表一等に地方法人税人税申告書別表一等の記載項目の追加等について（法令解釈通達）」を公表した。防衛特別法人税の創設に伴い、設ける等所要の整備を改正され、防衛特別法人税の創設に伴い、7年度税制改正法により防衛財源確保法が設けられている（左記参照）。

Password of AWES Clean

- (空気) Air
- (水) Water
- (熱) Energy
- (土) Soil



イクイップメントのサポート商社

昭栄

株式会社

- 本社 〒541-0059 大阪市中央区博労町2丁目3番1号 TEL 06-6262-1241(代) FAX 06-6262-5947
- 本店営業部 〒577-0815 東大阪市金物町6番10号 TEL 06-6725-9311(代) FAX 06-6725-9333
- 支店 東京・大阪・四国・中国・福岡
- 営業所 北関東・千葉・神奈川・山梨・金沢 姫路・松江・北九州・大分・鹿児島

NIPPLA

各種切断砥石



日本プラスチック製砥株式会社

代表取締役社長 福田 祥司

京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字竜光14-1

☎(075)956-1111(代)

おかげさまで 創業360周年 京都・老舗の総合流通サービス企業

さとうグループ

ネット予約サービス

「お中元」・「お歳暮」・「おせち」をはじめ、冬の味覚「かに」、丹波篠山市特産「黒大豆枝豆」、京都府舞鶴市発祥の京野菜「万願寺甘とう」など、季節に応じた商品のご注文を承っております。 ※季節品承りを実施していない期間もございます。

スマートフォンはこちら →

カメラで右の二次元コードを読み取ってください。

パソコンはこちら さとうネット予約 検索

さとうグループ 本部/京都府福知山市東野町1番地 ☎0773(27)0100代 https://www.sato-kyoto.com/

経営者保証で情報ネットワーク開設

金融庁 M&A・事業承継のより円滑な実現へ

金融庁は1日、M&A・事業承継に際して経営者保証がこれらの円滑な実施の支障になっている場合があることを受けて、M&A・事業承継における経営者保証情報ネットワークを開設したと発表した。経営者・後継者の情報を共有するネットワークを構築して経営者・後継者、金融機関、信用保証協会といった関係者間の保証契約の必要性等に関する認識の一致を図るとともに、経営者・後継者のさらなる理解と納得を促し、M&A・事業承継のより円滑な実現を目指す。

経営者・後継者と金融機関、信用保証協会がそれぞれ相談でき、所定の相談シートに必要事項を記入して、同ネットワークのメールアドレスにe-mailで送信する。相談に当たっては関係者庁長官の取扱いについて協議中である信用保証協会に対して、信用保証協会は保証契約の取扱いについて協議中である。

イデコ手数料を月額15円引上げ

9年1月から120円に

国民年金基金連合会 税込105円から15円引上げて同120円とする。同手数料は制度加入中の手数料を令和9年1月の掛金引落から約100円(消費税を除く)が維持され、直近の物価割強が反対と伝えられる。

着眼大局

≪110≫

・2026年2月28日、米国・イスラエル(トランプ米大統領(以下トランプ))とイスラエルのネタニヤフ首相)軍が、イランのイスラム宗教政権を倒すべく、最高指導者ハメネイ師と側近およそ50人爆殺、米国・イスラエルとイランの戦争が始まった。ハメネイ師の次男で近くにいると思われる後継者モジタバ師の家族全員死亡、本人重傷も伝えられる。

世界大国のあり方

核を持たせないため、石油問題より核拡散防止が大切」と表明しているが、目的はともかく、一國の最高指導者をこのように殺害することが国際的に許されるのであるのか。

開戦前、イラン国内は、通貨安、物価高、渇水などが因で各地で反政府デモが生じていた。ハメネイ師爆殺後、トランプは反政府勢力に政権交代を呼びかけたが反応せず、イラン国民は米側の所業に憤激、ナシヨナリズムで団結、戦争となった。

米国民のおよそ半数以上は米軍事行動に反対、地上軍派遣には7割強が反対と伝えられる。

「M&A・事業承継に際して金融機関に保証契約に関する相談を実施したものの、保証は解除できない旨のみ伝達され、理由の説明がない」「M&A・事業承継を実施したが、旧経営者に保証が残ったままになっていて、金融機関が何も対応して

成年後見登記で必要書類を周知

日税連

民法の一部を改正する法律等の施行に伴う公正事務の取扱いの改正令和7年7月28日により、税理士が任意後見受任者となる場合には、事務所の所在地

イデコ手数料を月額15円引上げ

9年1月から120円に

国民年金基金連合会 税込105円から15円引上げて同120円とする。同手数料は制度加入中の手数料を令和9年1月の掛金引落から約100円(消費税を除く)が維持され、直近の物価割強が反対と伝えられる。

イデコ手数料を月額15円引上げ

≪110≫

核を持たせないため、石油問題より核拡散防止が大切」と表明しているが、目的はともかく、一國の最高指導者をこのように殺害することが国際的に許されるのであるのか。

開戦前、イラン国内は、通貨安、物価高、渇水などが因で各地で反政府デモが生じていた。ハメネイ師爆殺後、トランプは反政府勢力に政権交代を呼びかけたが反応せず、イラン国民は米側の所業に憤激、ナシヨナリズムで団結、戦争となった。

米国民のおよそ半数以上は米軍事行動に反対、地上軍派遣には7割強が反対と伝えられる。

「M&A・事業承継に際して金融機関に保証契約に関する相談を実施したものの、保証は解除できない旨のみ伝達され、理由の説明がない」「M&A・事業承継を実施したが、旧経営者に保証が残ったままになっていて、金融機関が何も対応して

成年後見登記で必要書類を周知

日税連

民法の一部を改正する法律等の施行に伴う公正事務の取扱いの改正令和7年7月28日により、税理士が任意後見受任者となる場合には、事務所の所在地

イデコ手数料を月額15円引上げ

9年1月から120円に

国民年金基金連合会 税込105円から15円引上げて同120円とする。同手数料は制度加入中の手数料を令和9年1月の掛金引落から約100円(消費税を除く)が維持され、直近の物価割強が反対と伝えられる。

イデコ手数料を月額15円引上げ

≪110≫

核を持たせないため、石油問題より核拡散防止が大切」と表明しているが、目的はともかく、一國の最高指導者をこのように殺害することが国際的に許されるのであるのか。

開戦前、イラン国内は、通貨安、物価高、渇水などが因で各地で反政府デモが生じていた。ハメネイ師爆殺後、トランプは反政府勢力に政権交代を呼びかけたが反応せず、イラン国民は米側の所業に憤激、ナシヨナリズムで団結、戦争となった。

米国民のおよそ半数以上は米軍事行動に反対、地上軍派遣には7割強が反対と伝えられる。

Kihara
Electric Appliance & Systems

木原興業株式会社

本社
岡山市北区田町1丁目4番15号 〒700-8701
TEL(086)225-2291(代表) FAX(086)225-2250

支店
大阪市・今治市

～なみを超えろ～

HSB

檜垣造船株式会社

代表取締役社長 檜垣 宏 彰

本社 〒799-2111 愛媛県今治市小浦町1-4-25
TEL. 0898-41-9147(代)

東京事務所 〒104-0033 東京都中央区新川1-2-10
TEL. 03-3553-8391(代)

URL <http://www.higaki.co.jp/>

躍進する井原グループ
総合建設業

井原工業株式会社
代表取締役 井原 伸

三星道路株式会社
代表取締役 井原 司

本社 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川
4-2-18
電話 (0896) 24-4435(代)

続 傍流の正論 税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

90

最高裁判令和4年4月19日判決は、最高裁として初めて評価通達6項を適用した課税処分を適法と認めたという点で極めて注目され、実務にも大きな影響を及ぼしている。しかし、その判示内容には、評価通達の内容等を十分に理解していないようにも考えられる。

すなわち、同判決は、まず、「評価通達は、上記の意味における時価の評価方法を定めたものであるが、上級行政機関が下級行政機関の職務権限の行使を指揮するため発した通達にすぎず、これが国民に対し直接の法的効力を有する」というべき根拠は見当たらない。」と判示し、評価通達の法的性格をことさら軽視している。

その上で、同判決は、「評価通達は相続財産の価額の一般的な方法を定めたものであり、課税庁がこれに従って画一的に評価を行っていることは公知の事実であるから、課税庁が、特定の者の相続財産の価額についてのみ評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとする」と判示している。そして、同判決は、「合理的な理由がない限り、上記の平等原則に違反するものとして違法とすべきである。」と判示している。そして、同判決は、当該課税処分が平等原則に反しない旨判示している。

このような判決については、最高裁が初めて評価通達6項を適用した課税処分を適法と認めたとしたこと、至上な判断であるとして高く評価されている。しかし、本判決が、評価通達の評価構造をどこまで理解しているかについてはいささか疑問である。まずは、従前の下級審判決は、評価通達における6項の存在を認識した上で、6項が「著しく不適当」に代えて「特別の事情」を認めて当該課税処分を適法と認めるのがほとんどであった。

最判にも疑義⑦ 画一的評価

ところで、最高裁調査官が解説するように、従前の考え方と違うということのようであるがそれがゆえに、6項による「国税庁長官の指示がなくても、「合理的な理由」さえあれば、税務署長の判断で、評価通達で定める評価額ではなく当該財産の客観的交換価額に基づいて課税処分を行うことができる」ともなる。そうすると、納税者側の予測可能性は一層困難になる。それに何よりも、最高裁判決は、「課税庁がこれに従って画一的に評価を行っていることは公知の事実である」と判示するのであるが、それは、昭和の時代であった。確かに、その時代には、画一的評価がななく、6項は存在していたものの、節税封じのために同項を適用することはなかった。

しかしながら、昭和末期から平成初頭にかけての土地バブルが激しくなる中、当該財産の評価通達上の画一的評価額と取引価額との開差を利用した節税策が横行して、看過できない状態になった。そのため、相続税については、昭和63年末に成立した租税特別措置法69条の4によって、土地、建物等については、相続開始3年以内に取得したものは当該取得価額で課税することとし、贈与税については、平成元年3月に発出した、負担付贈与通達によって、負担付贈与等の取引によって取得した土地、建物等の価額は、通常取引される価額(当該取得価額)によって評価することとした。

その後、平成2年以降も、評価の適正化を図るために、相次いで、原則評価である画一的評価(例えば、路線価方式)によるもので、例外的評価である個別評価を行う旨の取扱いが定められてきた。そのため、現行の評価通達とそれに関連する個別通達を見ると、最高裁判決が判示するような「画一的に評価を行っていることは公知の事実である」とは到底言えない状態になっているのである。このように、例外的な個別評価方法が定められても、なお、評価通達等が定める評価額が「著しく不適当」になる場合があるので、依然として、6項の存在意義があるはずである。しかし、この最高裁判決後の下級審判決においても、6項の存在が明記されることがなくなってきたが、そのことは是非が今後問われることになる。

インボイス制度の再確認

■税理士 森田 修 6

交付を受けたインボイスに誤りがあった場合の対応

交付を受けたインボイスに誤りがあった場合には、それを訂正する必要がありますが、その方法としては次の3つがあります。

(1) 修正インボイスの交付を受ける方法

インボイス発行事業者は、交付したインボイスの記載事項に誤りがあったときは、買手である課税事業者に対して、修正インボイスを交付することが義務付けられています(消法57の4④)。この点、インボイスは買手である課税事業者の求めがあったときに交付義務が生じますが、修正インボイスは買手の求めの有無にかかわらず、当初交付したインボイスに誤り等があったときは必ず交付しなければなりません。

したがって、課税仕入れを行った課税事業者においては、交付を受けたインボイス又は簡易インボイスの記載事項に誤りがあったときは、課税仕入れの相手方であるインボイス発行事業者に対して修正したインボイス等の交付を求め、その交付を受けることにより、修正したインボイス等を保存しなければならず、単に買手自らが修正や追記したものを保存していたとしても、仕入税額控除の要件を満たすことにはなりません。

インボイスの修正は仕入明細書でもできる 条件を満たせば買手が修正等を加えることも可能

(2) 仕入明細書等により修正等する方法

インボイスは、売手が作成して課税事業者である買手に交付するものですが、課税仕入れを行う買手が作成して売手の確認を受けた仕入明細書等を保存することにより、仕入税額控除の要件を満たすことができます(消法30⑦、⑨三)。

交付を受けたインボイスの記載事項に誤り等があったときは、この仕入明細書等により修正することができます。すなわち、買手においてインボイスの記載事項の誤り等を修正した仕入明細書等を作成し、売手である仕入先の確認を受けた上で、その仕入明細書等を保存する方法によることもできます。この場合には、売手である仕入先は、改めて修正インボイスを交付する必要はなくなります。

(3) 買手が修正して売手の確認を受ける方法

受領したインボイスの記載事項を買手自らが修正することは原則として認められませんが、自ら修正するだけでなく、その修正等した事項について電話等で取引先の確認を受け、修正等したインボイスに例えば「訂正事項につき〇月〇日先方確認済」と記載しておくことで、その書類はインボイスであると同時に修正等した事項を明示した仕入明細書等にも該当することとなりますから、その書類を保存することで仕入税額控除の適用を受けることができます。

なお、これらの対応を行った場合でも、仕入先である売手においては、当初交付したインボイスの写しを保存する必要があります(消法57の4⑥)。

昭和日本木材株式会社

本社：東川町西町10丁目1番3号
☎(0166)31-4781 FAX(0166)82-3111
旭川工場〈製材・加工・乾燥〉流通センター
東川町西町10丁目1番3号
☎(0166)82-7477 FAX(0166)82-5601
住宅事業部：東川町西町10丁目1番3号
☎(0166)31-3120 ☎0120-22-6969
札幌支店・札幌工場〈プレカット・2×4パネル〉
石狩市新港南1丁目〈石狩工場団地内〉
☎(0133)64-3188 FAX(0133)64-3190
東北支店・プレカット工場
秋田県大館市松木境4-2
☎(0186)50-6555 FAX(0186)50-6557
盛岡営業所：岩手県柴波郡矢野町流通センター南3丁目8-3
☎(019)638-5888 FAX(019)638-5666
仙台営業所：宮城県仙台市若林区卸町5丁目5-2
☎(022)788-2401 FAX(022)788-2402
青森事務所：青森市矢作1丁目2-5
☎(017)763-0872 FAX(017)763-0873
東京支店：東京都江東区辰巳3丁目20-21
☎(03)3521-6911 FAX(03)3521-6916
名古屋支店：名古屋市中区藤前3丁目501番
☎(052)303-2130 FAX(052)303-2131
大阪支店：岸和田市新港町5-7
☎(072)436-7333 FAX(072)436-7334
西日本物流センター
香川県丸亀市土器町北2丁目63-1
☎(0877)64-6670 FAX(0877)64-6671

今までも、これからも。
「生命の未来」のために尽くしたい。
農薬・農業資材・動物薬・畜産用機材の総合商社



小田島商事株式会社

代表取締役社長 小田島 隆
本社／〒025-0311 花巻市卸町6番地
TEL 0198(26)4151
営業所／花巻・大船渡・横手・青森・八戸
古川・山形・酒田・福島・旭川・札幌
帯広・釧路・北海道物流センター
家畜衛生食品検査センター
プレミックス工場
卸センター給油所

「寝具リース」全国に広がる スケールとネットワークで 「快適品質」をお届けします。

- ◆本社工場・関東工場・静岡工場・中部工場で「ISO9001」を認証取得しております。
- ◆「医療関連サービスマーク」を認定取得しております。

株式会社 小山商会

代表取締役 小山 喜雄
本社 仙台市青葉区花京院二丁目2番75号 ☎022(265)9701(代)
仙台支店 仙台市若林区卸町東一丁目8-23 ☎022(209)5600(代)
東京支店 東京都大田区矢野一丁目22-13 ☎03(3758)6601(代)
名古屋支店 名古屋市熱田区明野町6-8 ☎052(681)4131(代)
大阪支店 東大阪市楠根一丁目2-31 ☎06(6745)1861(代)
営業所 札幌・青森・盛岡・郡山・北関東・筑波・千葉・千葉中央
静岡・京都・岡山・福岡
本社工場 仙台
工場 札幌・関東・関東第二・千葉・神奈川・静岡・中部・関西・九州

裁決事例集

286

裁決のポイント

請求人の代表者らと税理士法人の担当者らでなされたメールの内容等を踏まえ、請求人の代表者が故意に売上げの一部を除外した会計仕訳をしたり、当該売上げに係る資料を税理士法人に提出しなかったとは認められないとした事例。

請求人が、原処分庁所属の調査担当職員との調査を受け、請求人名義の預貯金口座に入金された売上代金を売上げに計上していなかったとして、法人税等および消費税等の修正申告をしたところ、原処分庁が、当該売上げを計上していなかったことにつき隠蔽または仮装の事実があったとして、法人税等および消費税等に係る重加算税の賦課決定処分をしたのに対し、請求人が、隠蔽または仮装の事実はないなどとして、原処分の一部の取消しを求めた事案で、国税不服審判所は請求人の主張を認める判断をした(令和7年9月24日付、公表裁決)。

事案の概要

請求人は、平成30年に設立された、古物営業法に基づく古物商等を目的とする法人であり、請求人の代表取締役は、設立当初から本件代表者が務めている。

請求人の確定申告書を作成した税理士法人は、本件税理士が代表社員を務める本件税理士法人である。

請求人は、本件調査担当職員の調査を受け、本件各入金額が売上げに計上されていないなどとして、本件各事業年度の法人税等について、各修正申告書を提出した。

原処分庁は、本件各事業年度の法人税等について、重加算税の各賦課決定処分

編集部編

資料が提出されていないと認められるようなメールがあるものの隠蔽等の事実なし

を。争点は、請求人に、通則法第68条第1項または第2項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実があったか否か。

原処分庁の主張

本件代表者は、本件代表者の本件パソコンに、自身で、総勘定元帳の基となる会計仕訳を入力していたところ、本件各事業年度に係る会計仕訳の入力の際、本件各入金額についての売上げの会計仕訳を入力しなかった上、本件各入金額に係る「本件①口座」及び「本件②口座」の取引明細を本件税理士法人に渡さなかった。請求人は、課税標準等または税額等の計算の基礎となる事実の全部を隠蔽したのであり、通則法第68条第1項または第2項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実があった。

審判所の判断

通則法第68条第1項および第2項に規定する「隠蔽し」とは、課税標準等または税額等の計算の基礎となる事実について、これを隠匿あるいは故意に脱漏することをいい、「仮装し」とは、所得、財産、あるいは取引上の名義等に関し、あたかもそれが真実であるかのように装う等、故意に事実をわい曲することをいうものと解される。

原処分庁は、本件代表者は、本件パソコンに、自身で、総勘定元帳の基となる会計仕訳を入力していたところ、本件各入金額についての売上げの会計仕訳を入力しなかった上、本件各入金額に係る本件各①口座、②口座の通帳や本件③口座の取引明細を本件税理士法人に渡さなかったため、これらの行為は、「隠蔽し、又は仮装し」に該当する旨主張する。そこで、「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実が認められるか否か検討する。

原処分庁提出証拠並びに当審判所の調査および審理の結果によっても、本件代表者が、本件パソコンに、自身で、総勘

定元帳の基となる会計仕訳を入力する際、故意に本件各入金額についての会計仕訳を入力していなかったとする原処分庁の主張を裏付ける証拠はない。したがって、本件各事業年度において、本件代表者が故意に本件各入金額についての売上げ等に係る会計仕訳を入力しなかったとの事実を認めることができない。

本件各入金額を売上げとする会計仕訳の基となる本件①口座の通帳の写しの受渡し状況についてみると、請求人は本件税理士法人に対し、本件①口座の通帳の写しを提出していた。本件代表者が、本件税理士法人にその会計仕訳の基礎となる本件①口座の資料を渡さなかったとは認められないため、当然、故意に渡さなかったことも認めることができない。

本件各入金額を売上げとする会計仕訳の基となる本件③口座に係る取引明細等の資料の受渡し状況についてみると、請求人は本件税理士法人に対し、本件③口座入金額に係る全ての取引明細の写しを提出していた。本件代表者が、本件税理士法人にその会計仕訳の基礎となる本件③口座の資料を渡さなかったとは認められないため、当然、故意に渡さなかったことも認めることができない。

本件②口座については、確かに、請求人から本件税理士法人に本件合算表記資料が提出されていないと認められるかのような電子メール等のやりとりも存在する。しかしながら、当該電子メールは、事務変更後の事務員が作成したものであること、本件税理士も、当審判所に対し、請求人から本件税理士法人に提出された書類について、事務員からの適切な引継ぎがなされていないといった可能性もある旨答述していることから、本件合算表記資料が事務員に適切に引き継がれなかった可能性が否定できない。

以上のことから、原処分庁の主張はいずれも理由がなく、その他当審判所における調査・審理の結果によっても、請求人に通則法第68条第1項または第2項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実があったとは認められない。

注目の二冊

税制改正早わかり

(令和8年度版)

中村 慈美 / 松岡 章夫
秋山 友宏 / 渡邊 正則 著

令和8年度税制改正について、国税・地方税の主要項目を税目別に取り上げ、「改正前の制度概要」「改正内容」「適用時期」の構成で、各種資料を交えて簡潔に解説。

あわせて、令和7年度税制改正など過年度改正のうち、令和8年から適用される主要項目を税目別に一覧整理。

具体的には、基礎控除の引上げ及び基礎控除の特例の見直し、基礎控除等の見直しに伴う所要の措置、住宅借入金等有する場合の所得税額の特別控除、NISAのつみたて投資枠の拡充等、極めて高い水準の所得に対する負担の見直し、通勤手当の非課税措置の見直し、特定生産性向上設備等投資促進税制(大胆な投資促進税制)、企業グループ間の取引に係る書類保存の特例(創設)などの改正項目を盛り込む。

税理士会・法人会・青色申告会等の研修テキストとしてはもちろん、企業の税務・経理担当者の実務書としても最適。令和8年度税制改正および令和9年度適用事項の要点整理に必携の書。

A5判、420ページ。定価2640円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL 03-3829-1411、FAX 03-3829-4001)。



啓発商品

民間納税協力団体の
方々に活用いただいている

☆記念品・参加賞等として、「団体名」「PR」等を入れたグッズを承ります!

【取扱いグッズ】ボールペン、シャープペン、クリアホルダー etc.

※ その他各種商品を取り揃えています。詳細はお問合せください。 ※ 200個以上のご注文より承ります。(一部の商品印刷不可)

一般財団法人 大蔵財務協会 販売局
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
TEL 03(3829)4141(代)
FAX 03(3829)4001
URL <http://www.zaikyo.or.jp>

おいしさ、たのしさ、チロルチョコ

ミルク チョコレート
コーヒーヌガー チョコレート

松尾製菓株式会社
〒826-8555 福岡県田川市川宮1191-1

一に休養、二に栄養、三・四がなくて

後藤散

後藤散せきどめ
後藤散かぜ薬顆粒
後藤散

この医薬品は、「使用上の注意」をよく読んでお使いください。特にアレルギー体質の方は、服用前に薬剤師、登録販売者にご相談ください。

うすき製薬株式会社 お客様相談室 0120-5103-81
大分県日田市津997-1 www.gotosan.co.jp

第②類医薬品

税務調査と 真実

■井東 圭

先生と呼ばれた男(6)

「事実関係を教えて下さい。自販機は、すべて御社のもので、間違いないのですね」杉江の間に社長は、

「厳密には、飲料会社の物です。が、弊社はそこを契約を交わし、設置させていますから、実質的にはそう言えます」額に薄っすらと汗を浮かべ社長が、

「もともと飲料用の自販機は、この社屋の入口脇に1台あったのですわ。社員が利用する、いわば福利厚生用として。それが最初ですわ。」

6年ほど前、この地域の開発が始まった頃ですわ。飲料会社の営業マンが、道路側に自販機を増設させてくれたのかと来たんですな。どうせ遊んでる場所、何も困るものでもない。そこで正門脇に2台置いたんですわ。すると毎日、先方の補充員が来て商

品を補充しても、すぐに売り切れる。ある時、どうしてこんなに売れるんだと補充員に訊けば、この先の開発が進み駅の利用者が急増しているが、駅前には何も無い。通勤の行き帰り、タバコを吸いちょっと一服するのに、この場所は、まさにお説向だ。だから、タバコの自販機も置けば、けっこう儲かりますよ。なるほどと思いつつ、実際にやってみたら、確かによく売れる。近くに高校ができたのも大きかったですな。部活を終えた生徒たちが屯って缶ジュース飲んで駄弁ってますわ。すると営業マンがまた来て、さらに増設を、ぜひぜひと。

で、今の台数になったのですわ。この数年は周辺の開発も進み、建設作業員が買求めるようになり、売上がグッと増えました。彼らは一人で何本も飲みますから。午前10時、午後3時の休憩では、現場の監督や親方が振る舞う。暑い時期などは、朝や昼に自分で買ひもする。補充した先から、すぐに売り切れるし。

「補充って、自販機の補充員がしているんじゃないのですか？」

「今は、すべて私がしますわ。福利厚生用に設置していた頃は、自販機の電気代として、自販機会社から月1万円もらい、商品の補充などは業者にお任せ。ただ、定価1000円の商品を、80円で割引販売させてもらってました。」

自販機を増設してからは、「電気代プラス一本当り10円の歩合」を受領する契約に変更したところ、営業マンがまた来て、ジュースやコーヒーの缶をうちから仕入れて販売した方が、ずっと割りがいいと勧められ、今は商品の買取り方式でやっていますわ。商品仕入や補充など、大変じゃないですか」

「大変といえばそうですが、私ひとりやればいいことですから」

「商品の在庫は、どこにあるんですか」

「この建物を出た左側の、塀との間に物置があり、そこで保管していますわ」

「釣銭や売上代金の管理は、誰が」

「それも一切合財、私がしますわ」

「いま、いくら売っていますか」

「飲料の自販機で、月平均50万ですかな。本数にして5千本くらいですな」

「そんなにもですか。利益としては？」

「一本当たり40円ですから、平均20万の粗利といったことですか。こっちで負担している電気代が経費ですわ」

「冬場はあまり売れないとしても、年間200万円くらいは粗利があるということですか？」

社長は頷いた。それを確認すると杉江は、「商品買取りともなると、業者への支払いが必要でしょう。どうやってるんですか。これまで見た帳簿には、まったく計上されていませんが」

社長は一瞬眉を顰めると、

「うぐいす信金に会社名義の普通口座があり、そこでやっています」

「うぐいす信金の口座……？」

言いながら杉江は、申告書を繰り、預貯金の内訳明細を確認する。

そんな杉江の様子を見て社長が、

「そこにはないです。ただ、隣のツバメ支店に口座があるのは確かですわ」

「ならば、それは——杉江は言った。『公表簿、外口座で資金管理を行いな』

らも、自販機収入を意図的に除外した、まさに、不正行為を意味しますよ」

冷房のきいた部屋の中、社長の額に玉のような汗がみるみる浮かんできた。

100年ぶりの抜本改正 新しい公益信託制度と税制

■(株)野村資産承継研究所 主任研究員 小松原 稔通 (税理士)

信託報酬に係る課税、公益信託の受託者の追加

【信託報酬に係る課税】

受託者の信託報酬に係る課税については、特に改正等があったわけではない。ただ従来は、受託者が実質信託会社に限定されていたが、新しい公益信託では個人が受託者になることも可能となったので、個人の場合も含めて以下整理する。

公益信託の受託者が受取る信託報酬やその事務に係る費用は、個人が受託者である場合、事業所得(又は雑所得)に整理され(所法27、35)、法人が受託者である場合は、法人税の課税所得の計算に含まれる。

公益法人等が公益信託の受託を行う場合は、法人税法上の収益事業(請負業)に該当し法人税が課される(法令5①十号の請負業では「事務処理の委託を受ける業を含む。」とされている)が、公益社団法人及び公益財

信託報酬は所得税・法人税の課税対象 ただし公益法人の公益目的事業に該当すれば非課税

団法人が行う公益目的事業(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という)上の公益目的事業)は、収益事業から除かれる(法令5②一)ため、公益法人が同法の公益目的事業として公益信託の受託を行う場合は、法人税法上の収益事業に該当しない。なお、一般社団法人及び一般財団法人には公益認定法上の公益目的事業がないため、公益信託を受託する(受託者になる)ことは、非営利型法人であっても法人税法上の収益事業に該当する。

【公益信託の受託者の追加】

公益法人と同等の制度とする観点から、次に掲げるものに公益信託の受託者が追加された。

- (1)非営利徹底型の非営利型法人の要件のうち解散時の残余財産の帰属先(法令3①二八、②五)
- (2)公益認定取消しの処分を受けた場合の公益目的取得財産残額相当額の財産の帰属先(公益認定法5二十一)
- (3)みなし譲渡所得課税の非課税措置(措法40)の適用を受けている場合に、その公益法人等が解散又は公益認定の取消しの処分を受けたときの当該措置の継続適用に係る財産の移転先(措法40⑦、⑧)
- (4)みなし譲渡所得課税の非課税措置(措法40)の承認手続きの特例(一定の要件を満たす場合は、非課税措置の適用を受けるための手続きが緩和され、3か月以内(特定国立大学法人等で一定の要件を満たす場合は1か月以内)に決定がなかったときは、自動で承認があったとみなされる)の対象法人(措令25の17⑦へ)



太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和6年分所得税及び復興特別所得税の確定申告をした納税人員(申告納税額のある者)になります。

答え = 万人

ナンプレの予想難易度 : 6

5	3				6	
9		2	6	1		7
	1			5		4
		C		2	9	
					B	
8			7	3		
7				4		8
4	2			8	6	7
		6	A			9
						2

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 5月24日(日)

前回の答え 万人

総合建設業

株式会社 崎山組

代表取締役 崎山 京

福岡県田川郡福智町伊方4628番地

☎0947(22)0314 FAX0947(22)6356



株式会社 中島辰三郎商店

代表取締役 中島 辰也

本社 〒822-1406 福岡県田川郡香春町大字香春263番地の1
TEL.0947-32-2567 FAX.0947-32-4472

福岡 〒812-0043 福岡市博多区堅粕4丁目1番6号九建ビル301号
TEL.092-472-4301 FAX.092-441-1696

大分 〒870-0818 大分市新春日町2丁目3番27号古田ビル202号
TEL.097-546-3402 FAX.097-546-3731

熊本 〒866-0893 熊本県八代市海土江町2865番地の4STビル203号
TEL.0965-32-2155 FAX.0965-32-2158

5月26日東京・6月12日大阪・6月17日名古屋開催セミナー

微妙な法令解釈力が必要とされる 申告実務判断の分かれ目を検証する

講師は税理士・笹岡宏保氏

(相続税・贈与税編)

資産税ではちょっとした前提条件(基礎事実)が異なるだけで、結論が正反対になることも珍しくありません。例えば、次の事例はどのように取り扱えばよいのでしょうか。

【事例】建物取壊費用見積額の債務控除の可否

借地人に係る借地期間中における債務不履行(地代不払い)により、借地上の家屋の取り壊しを伴う立退きが判決により確定していた場合において、当該家屋の取り壊しに着手する前に相続開始があったときの合理的な取壊費用の見積額を債務計上できますか。

上記のような相続税・贈与税の申告実務における微妙な法令解釈力が必要とされる何例かの事例を確認します。

東京【日時】

2026年5月26日(火) 9:30~16:30

※受付開始 9:00、研修時間: 6時間

【会場】

日本教育会館 中会議室(東京都千代田区一ツ橋2-6-2)
東京メトロ・都営地下鉄「神保町」駅/A1出口/徒歩約3分
東京メトロ「竹橋」駅/北の丸公園側出口/徒歩約5分
東京メトロ「九段下」駅/6番出口/徒歩約7分

大阪【日時】

2026年6月12日(金) 10:00~17:00

※受付開始 9:30、研修時間: 6時間

【会場】

国民会館 12階(大阪府中央区大手前2-1-2)
地下鉄「天満橋」駅/3番出口(大阪城方面出口)/徒歩約3分
京阪電車「天満橋」駅/東出口/徒歩約6分

名古屋【日時】

2026年6月17日(水) 10:00~17:00

※受付開始 9:30、研修時間: 6時間

【会場】

IMYビル(名古屋市東区葵3-7-14)
地下鉄東山線「千種」駅/1番出口/徒歩約1分
地下鉄桜通線「車道」駅/3番出口/徒歩約1分

講師 税理士・笹岡宏保(ささおか・ひろやす)氏
昭和37年兵庫県神戸市出身。平成3年笹岡会計事務所設立。現在、多くのクライアントの税務申告代理を行っている一方、各税理士会の「統一研修会」等の資産税の講師として活躍している。

受講料 1名につき20,000円(税込・レジュメ代を含む)
※「税のしるべ」購読者の方は、割引価格16,000円(税込)となります。

テキスト レジュメ。当日会場で配布いたします。

申込方法 大蔵財務協会ウェブサイトの申込フォームよりお申込みください。



赤澤経産相らがスマートレジを普及へ

赤澤亮正経済産業大臣と越智俊之経済産業大臣は、4月30日、税率変更の柔軟な対応で、生産性の向上に繋がるスマートレジシステムの普及に向けたプロモーションの一環として、錦糸町商店街を訪問し、スマートレジシステムの実機体験を行うとともに、全国商店街振興組合連合会に対して、スマートレジシステムの普及に向けた協力を依頼した。

スマートレジとは、タブレットやスマートフォンなどの汎用機器をレジ端末として利用する、モバイルPOSレジのこと。売上情報・在庫情報・顧客情報等をクラウド上で一元管理できるもの。経済産業省は、高市早苗首相より赤澤経産相に対し、「消費税率の変更に柔軟なスマートレジシステムの普及に早急に着手する」旨指示があったことや、中小企業の生産性向上に資することから、スマートレジシステムの普及を強力に進めていくとしている。

当日、赤澤経産相と越智経産相は、全振連の山田昇理事長が経営する山田家(人形焼)を訪問し、スマートレジシステムの実機体験を行った。全振連との意見交換では、赤澤経産相から補助金も活用し、スマートレジシステムの普及に向けて、政府の先頭に立って積極的にアピールしていくことを賞状を授与した。

金沢国税局は4月17日、KKRホテル金沢で、「酒類鑑評会表彰式」を開催した。当日は、松代孝廣局長が式辞を述べ、優等賞に選ばれた清酒製造者および製造責任者(杜氏など)に対し、賞状を授与した。

審査の結果、優等賞には、「金沢酵母吟醸の部」から12製造者および製造責任者(杜氏等)13人、「吟醸の部」に13製造者および製造責任者(杜氏等)14人が選ばれた。同局の坂本和俊鑑定官室長は、「本年度の鑑評会に出品された清酒は、金沢酵母吟醸の部はさわやかな吟醸香と軽快な味わいで後味運動」に合わせて行っ

月)の同局酒類鑑評会には、「金沢酵母吟醸の部」(金沢酵母のみを使用し製造した吟醸酒)には30製造者74点が出品され、「吟醸の部」に33製造者から91点の吟醸酒の出品があった。

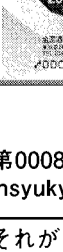
審査の結果、優等賞には、「金沢酵母吟醸の部」から12製造者および製造責任者(杜氏等)13人、「吟醸の部」に13製造者および製造責任者(杜氏等)14人が選ばれた。同局の坂本和俊鑑定官室長は、「本年度の鑑評会に出品された清酒は、金沢酵母吟醸の部はさわやかな吟醸香と軽快な味わいで後味運動」に合わせて行っ

同懇話会の会員をはじめ、東京上野税務署の落合信之署長と同署職員、上野警察署の職員らが参加。また、会場にはイータ君、ピーポくん、マイナちゃんも応援に駆け付けた。落合署長は、イータ君と一緒に駅の利用者や通行人に啓発用ポケットティッシュ等を配布し、写真、20歳未満の飲酒及び飲酒運転の撲滅を呼び掛けた。

力強く伝えることも、さらなる普及に向けた協力を依頼した。また、スマートレジシステムの事業者3社による実機体験会には、越智経産相が参加。商店街事業者を中心にスマートレジ

酒類鑑評会の表彰式開く

落合署長も参加 キャンペーン開催



ご贈答に、「ビール共通券・清酒券」どの銘柄とも交換できる

全酒協のビール共通券・清酒券のお買い求め、お引き換えはこのステッカーの酒販店をはじめ全国の酒類販売店で。

\\ こんな時に「ビール共通券・清酒券」を! //

贈答品 「香典返し」 「内祝い」等に	プレゼント 「就職祝い」 「退職祝い」等に	景品 「ゴルフ大会」 の景品」等に
--------------------------	-----------------------------	-------------------------

全酒協発行のビール共通券・清酒券は、「有効期限」が設定されておりますので、お早めに商品との交換をお願いいたします。
【※有効期限:2031年3月31日】

◎全国酒販協同組合連合会(全酒協)

登録番号関東財務局長 第00090号/一般社団法人 日本資金決済業協会会員 第00082号
〒153-8640 東京都目黒区中目黒 2-1-27 tel.03-3714-0177 http://www.zensyukyo.or.jp

飲酒は20歳になってから。お酒はおいしく適量を。飲酒運転は絶対にやめましょう。妊娠中や授乳期の飲酒は、胎児・乳児の発育に悪影響を与えるおそれがあります。